

和歌山県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県国民健康保険運営協議会条例（平成29年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、和歌山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(諮問及び答申)

第2条 協議会に対する諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 協議会が知事に対して行う答申は文書をもって行う。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続は、別に定めるものとする。

(議事録の作成)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て事務局が作成する。

3 議事録は、和歌山県ホームページに掲載することにより公開する。なお、公開にあたっては、次に掲げる事項は非公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
- (3) 前条第1項ただし書きに該当する事項
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月12日から施行する。